

条第二項及び第七項並びに第二百二十二条第二項及び第七項の規定 都市
再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号
）の施行の日

二十一 第十条中租税特別措置法第四十三条の次に一条を加える改正規定
（第四十三条の第二項に係る部分に限る。）及び同法第六十八条の十
六の次に二条を加える改正規定（第六十八条の十七第二項に係る部分に
限る。） 港灣法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号
） 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二 第十条中租税特別措置法第六十九条の五第一項の改正規定、同法
第七十条の七の次に五条を加える改正規定、同法第七十条の八の二
の改正規定（同条第一項中「並びに第七十条の十二第一項及び第三項」
を「及び第七十条の十二第一項」に改める部分を除く。）、同法第九十
三条第三項第三号の改正規定及び同法第五項の改正規定（「第七十条の
四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」を「第七十条の四第三十五
項及び第七十条の六第四十項」に改める部分を除く。）並びに附則第百
二十八条第十三項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定 地
域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整
備等に関する法律（平成二十六年法律第 号） 附則第一条第二号に
掲げる規定の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正
後の所得税法（以下附則第二十二条まで及び第七十四条において「新所得
税法」という。）の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し
、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（納税義務者等に関する経過措置）

第三条 新所得税法第五条第二項の規定は、平成二十九年分以後の所得税に
ついて適用する。

2 平成二十八年以前の各年において第一条の規定による改正前の所得税法
（以下附則第二十二条まで及び第七十四条において「旧所得税法」という
。）第五条第二項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する非居住者の平
成二十八年分以前の所得税については、同項の規定は、なおその効力を有

する。この場合において、同項第一号中「第六十一条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第六十一条」と、同項第二号中「第六十一条第一号の二」とあるのは「旧所得税法第六十一条第一号の二」とする。

3 新所得税法第七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

4 平成二十八年以前の各年において旧所得税法第七条第一項第二号に定める所得を有する同号に掲げる非永住者又は同項第三号に定める所得を有する同号に掲げる非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、これらの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第六十一条」と、同項第三号中「第六十四条第一項各号」とあるのは「旧所得税法第六十四条第一項各号」とするほか、この項前段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他この項前段の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与所得に関する経過措置）

第四条 新所得税法第二十八条の規定は、平成二十八年分の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（発行人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額に関する経過措置）

第五条 新所得税法第四十一条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同条に規定する権利の譲渡について適用する。

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第六条 新所得税法第五十七条の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(外国税額控除に関する経過措置)

第七条 新所得税法第九十五条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2 平成二十八年以前の各年において旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税を納付することとなる居住者の同条の規定による外国税額控除に係る平成二十八年分以前の所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定の適用がある場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 国税通則法第六十五条第三項第二号 同号イ中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号) 附則第七条第二項(外国税額控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法」と、「第百六十五条の六」とあるのは「所得税法第百六十五条の六」とする。

二 所得税法第四十四条の三、第四十六条、第二百二十二条第二項、第二百一十三条第二項第六号並びに第二百三十八条第一項及び第三項 同法第四十四条の三中「第九十五条第一項から第三項まで」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号) 附則第七条第二項(外国税額控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。第九十五条第一項から第三項まで」と、同法第四十六条中「第九十五条第一項」とあるのは「旧所得税法第九十五条第一項」と、同法第二百二十二条第二項中「第九十五条第二項」とあるのは「旧所得税法第九十五条第二項」と、同法第二百三十八条第二項第六号並びに第二百三十八条第一項及び第三項中「第九十五条」とあるのは「旧所得税法第九十五条」とする。

三 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十七項第四号、第十九項第五号、第二十一項第五号、第二十三項第五号及び第二十五項第五号 同条第十七項第四号中「第九十五条の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号) 附則第七条第二項の規定によりなおその効力

を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第九十五条の」と、「同法第九十二条第一項」とあるのは「所得税法第九十二条第一項」と、「同法第九十五条」とあるのは「旧所得税法第九十五条」と、「同法第十九項第五号、第二十一項第五号、第二十三項第五号及び第二十五項第五号中「第九十五条の」とあるのは「旧所得税法第九十五条の」と、「同法第九十二条第一項」とあるのは「所得税法第九十二条第一項」と、「同法第九十五条」とあるのは「旧所得税法第九十五条」とする。

四 租税特別措置法第八条の四第三項第四号、第二十八条の四第五項第三号、第三十一条第三項第四号、第三十七条の十第六項第六号、第四十一条の十四第二項第五号及び第四十二条の三第一項、同法第八条の四第三項第四号中「第九十五条及び」とあるのは「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」と、「同法第九十五条及び」とあるのは「旧所得税法第九十五条及び所得税法」とあるのは「旧所得税法第九十五条又は所得税法」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税に関する法令の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定所得申告を要しない場合に関する経過措置）

第八条 新所得税法第二百一十一条第三項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に関する経過措置）

第九条 新所得税法第三百三十二条第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される同条第一項の規定による延納の許可について適用し、同日

前に申請された旧所得税法第百三十二条第一項の規定による延納の許可については、なお従前の例による。

(国内源泉所得等に関する経過措置)

第十条 新所得税法第百六十一条及び第百六十二条第二項の規定は、非居住者の平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2 平成二十八年以前の各年において旧所得税法第百六十一条に規定する国内源泉所得を有する非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、同条及び旧所得税法第百六十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他この項前段の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 新所得税法第百六十一条第一項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで(新所得税法第百七十八条、第百七十九条及び第二百二十二条の規定の適用を受ける場合に限る。)の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得について適用し、外国法人が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第百六十一条第一項の規定の適用については、同項第四号中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の所得税法(第八号口において「旧所得税法」という。)第百六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。)」と、同項第八号口中「係るもの」とあるのは「係るもの(旧所得税法第百六十一条第四号口に掲げるものに該当するものに限る。)」とする。

(非居住者に対する課税の方法等に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第百六十四条第一項及び第百六十五条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

2 平成二十八年以前の各年において旧所得税法第百六十四条第一項各号に定める国内源泉所得を有する当該各号に掲げる非居住者の平成二十八年分

以前の所得税については、同項及び旧所得税法第六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次節第一款」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項及び次条において「旧所得税法」という。）第三編第二章第二節第一款」と、同項第一号中「国内源泉所得」とあるのは「国内源泉所得（旧所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「第六十一条第一号」とあるのは「旧所得税法第六十一条第一号」と、「第六十一条第四号」とあるのは「旧所得税法第六十一条第四号」と、同項第四号イ中「第六十一条第一号」とあるのは「旧所得税法第六十一条第一号」と、同項第四号ロ中「第六十一条第二号」とあるのは「旧所得税法第六十一条第二号」と、同条中「前条第一項各号」とあるのは「旧所得税法第六十四条第一項各号」と、「前編第一章から第四章まで」とあるのは「旧所得税法第二編第一章から第四章まで」とする。前項の規定の適用がある場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

3

一 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の第十三項並びに第四条第一項、第二項、第五項及び第六項 同法第三条の第十三項中「同法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（第四条において「旧所得税法」という。）」と、同法第四条第一項中「（所得税法）」とあるのは「（旧所得税法）」と、同条第二項中「所得税法第六十五条」とあるのは「旧所得税法第六十五条」と、「及び第六十五条から第六十五条の六まで」とあるのは「及び旧所得税法第六十五条」と、同条第五項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、同条第六項中「所得税法第六十五条」とあるのは「旧所得税法第六十五条」と、「及び第六十五条から第六十五条の六まで」とあるのは「及び旧所得税法第六十五条」とする。

二 租税特別措置法第八条の四第二項及び第四十一条の十五の三第一項 同法第八条の四第二項中「第六十五条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定によ

る改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第六十五條」と同法第四十一條の十五の三第一項中「（同法」とあるのは「（旧所得税法」と、「同法」とあるのは「、所得税法」とする。

三 前二号に定めるもののほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 新所得税法第六十四條第二項、第六十九條及び第七十條の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

5 旧所得税法第六十四條第二項各号に掲げる非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に有する当該各号に定める国内源泉所得については、同項並びに旧所得税法第六十九條及び第七十條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第三節」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第三編第二章第三節」と、同項各号中「第六十一條第四号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第四号」と、旧所得税法第六十九條中「第六十一條第四号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第四号」と、同条第一号中「第六十一條第四号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第四号」と、同条第二号中「第六十一條第五号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第五号」と、同条第三号中「第六十一條第八号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第八号」と、同条第四号中「第六十一條第九号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第九号」と、同条第五号中「第六十一條第十号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第十号」と、旧所得税法第七十條中「第六十一條第四号」とあるのは「旧所得税法第六十一條第四号」とする。

6 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十一條の十五の三第三項の規定の適用については、同項中「同法第三編第二章第三節及び」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法第三編第二章第三節及び所得税法」と、同法第六十九條第三号又は」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第六十九條第三号又は所得税法」とするほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項

の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(総合課税に係る所得税の課税標準等に関する経過措置)

第十二条 新所得税法第六十五条の二から第六十五条の六までの規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

(申告、納付及び還付に関する経過措置)

第十三条 新所得税法第六十六条において準用する新所得税法第一百十二条第二項の規定は、平成二十九年以後の各年において提出する同条第一項の申請書に添付する同条第二項の書類について適用し、平成二十八年以前の各年において提出した旧所得税法第六十六条において準用する旧所得税法第一百十二条第一項の申請書に添付した同条第二項の書類については、なお従前の例による。

2 新所得税法第六十六条において準用する新所得税法第一百四十五条第二号の規定は、平成二十九年以後の各年に係る同号の帳簿書類につき同号に該当する事実がある場合について適用し、平成二十八年以前の各年に係る旧所得税法第六十六条において準用する旧所得税法第一百四十五条第二号の帳簿書類につき同号に該当する事実がある場合については、なお従前の例による。

(恒久的施設に係る取引に係る文書化に関する経過措置)

第十四条 新所得税法第六十六条の二の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認に関する経過措置)

第十五条 新所得税法第六十八条の二の規定は、同条に規定する非居住者が平成二十九年一月一日以後に行う行為又は計算について適用する。

(外国法人に係る所得税の課税標準等に関する経過措置)

第十六条 新所得税法第七十八条及び第七十九条の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第七十八条に規定する国内源泉所得について適用し、外国法人が同日前に支払を受ける

べき旧所得税法第七十八条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第七十八条の規定の適用については、同条中「第六十一条第一項第四号から第十一号まで」とあるのは、「第六十一条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）、第五号から第七号まで、第八号（旧所得税法第六十一条第一四号に掲げるものに該当するものに限る。）、第九号から第十一号まで」とする。

2 新所得税法第八十条第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する対象国内源泉所得について適用し、旧所得税法第八十条第一項各号に掲げる法人が同日前に支払を受けるべき当該各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十七条 新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十八条 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十七年十月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（源泉徴収義務等に関する経過措置）

第十九条 新所得税法第二百十二条の規定は、平成二十八年四月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する国内源泉所得について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年十二月三十

一日までの間における新所得税法第二百二十二条の規定の適用については、同条第一項中「第六十一条第一項第四号から第十六号まで」とあるのは「第六十一条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧所得税法」という。）第六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）第五号から第七号まで、第八号（旧所得税法第六十一条第四号に掲げるものに該当するものに限る。）若しくは第九号から第十六号まで」と、「同項第四号から第十一号まで」とあるのは「同項第四号（旧所得税法第六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）第五号から第七号まで、第八号（旧所得税法第六十一条第四号に掲げるものに該当するものに限る。）第九号から第十一号まで」とする。

2 | 新所得税法第二百二十四条第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する対象国内源泉所得について適用する。

3 | 旧所得税法第二百二十四条第一項各号に掲げる者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受けるべき当該各号に定める国内源泉所得については、同条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「第六十四条第一項第一号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧所得税法」という。）第六十四条第一項第一号」と、「第六十一条第一号の二」とあるのは「旧所得税法第六十一条第一号の二」と、同項第二号中「第六十四条第一項第二号」とあるのは「旧所得税法第六十四条第一項第二号」と、同項第三号中「第六十四条第一項第三号」とあるのは「旧所得税法第六十四条第一項第三号」とする。

4 | 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条第二項の規定の適用については、同項第二号中「第二百二十四条の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧所得税法」という。）第二百二十四条の」と、「同法第七十二条第一項」とあるのは「所得税法第七十二条第一項」と、「同法第二百二十四条第一項」とあるのは

「旧所得税法第二百十四条第一項」とするほか、所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(告知に関する経過措置)

第二十条 新所得税法第二百二十四条第六項の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第二項に規定する利子、配当若しくは収益の分配又は同条第四項に規定する償還金について適用する。

2 新所得税法第二百二十四条の第三第一項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の第三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第二十一条 新所得税法第二百二十八条の第四第三項の規定は、施行日以後に提供する同条第一項に規定する調書等の同項に規定する記載事項について適用する。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第二十二条 新所得税法第二百三十一条の第二第一項の規定は、同項に規定する業務を国内において行う非居住者が平成二十九年一月一日以後に行う同項に規定する取引について適用し、旧所得税法第二百三十一条の第二第一項に規定する非居住者が同日前に行った同項の取引については、なお従前の例による。

(給与所得に関する経過措置)

第二十三条 第二条の規定による改正後の所得税法(次条において「平成二十九年新所得税法」という。)第二十八条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第二十四条 平成二十九年新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、

平成二十九年一月一日以後に支払うべき平成二十九年新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第二條の規定による改正前の所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(外国法人の法人税に関する経過措置の原則)

第二十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、外国法人の法人税に関する第三條の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置)

第二十六条 新法人税法第十條の第三項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

2 新法人税法第十條の第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

(みなし事業年度に関する経過措置)

第二十七条 新法人税法第十四條第一項第二十三号から第二十五号までの規定は、平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に第三條の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第十四條第一項第二十三号から第二十五号までに規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(外国税額の控除に関する経過措置)

第二十八条 新法人税法第六十九條(同條第二項に規定する地方法人税控除限度額に係る部分を除く。)の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置)

第二十九条 新法人税法第八十一条の十五(同条第二項に規定する地方法人税控除限度個別帰属額に係る部分を除く。)の規定は、連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置)

第三十条 新法人税法第四百十二条の八の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

(中間申告等に関する経過措置)

第三十一条 外国法人(普通法人に限る。以下この条において同じ。)の平成二十八年四月一日以後最初に開始する事業年度(以下この条において「最初事業年度」という。)の期間に六月経過日(当該外国法人の最初事業年度開始の日以後六月を経過した日をいう。以下この条において同じ。)がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第四百四条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「第四百四条の六第一項第七号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第三条の規定による改正前の法人税法(以下この号及び次項第一号において「旧法人税法」という。)第四百五条第一項(申告、納付及び還付等)において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」と、同条第二項第一号中「第四百四条の六第二項第二号」とあるのは「旧法人税法第四百五条第一項において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」とする。

2 外国法人(新法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。)の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第四百四条の四の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部

を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「旧法人税法」という。）第四百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号（中間申告）」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「旧法人税法第四百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号」とする。

3 外国法人の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第四百四十四条の五の規定の適用については、同条第一号中「第四百四十四条の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。次号において「平成二十六年改正法」という。）附則第三十一条第一項（中間申告等に関する経過措置）の規定により読み替えられた第四百四十四条の三第一項各号」と、同条第二号中「第四百四十四条の三第二項各号」とあるのは「平成二十六年改正法附則第三十一条第一項の規定により読み替えられた第四百四十四条の三第二項各号」とする。

（確定申告書の提出期限の延長等に関する経過措置）

第三十二条 外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において受けた旧法人税法第四百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分については、新法人税法第四百四十四条の七において準用する新法人税法第七十五条第一項又は新法人税法第四百四十四条の八において準用する新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分とみなす。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第三十三条 新法人税法第四百四十四条の十三の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 外国法人の新法人税法第四百四十四条の十三第一項第一号若しくは第二号又は第二項に規定する還付所得事業年度のうち平成二十八年四月一日前に開始した事業年度に該当するものがある場合の同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同

表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号	第一項 第二号
<p>同じ。)</p>	<p>同じ。)</p>
<p>同じ。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第三条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)第四百一条各号(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額(附帯税の額を除くものとし、旧法人税法第四百四十四条(所得税額の控除)において準用する旧法人税法第六十八条(所得税額の控除)の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。)</p>	<p>同じ。)又は旧法人税法第四百一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額</p>
<p>の第四百四十一条第一号イ</p>	<p>同号イ</p>
<p>の第四百四十一条第一号イ又は旧法人税法第四百四十一条各号</p>	<p>第四百四十一条第一号イ又は旧法人税法第四百四十一条各号</p>
<p>の第四百四十一条第一号ロ</p>	<p>同号ロ</p>
<p>の第四百四十一条第一号ロ又は旧法人税法第四百四十一条各号</p>	<p>第四百四十一条第一号ロ又は旧法人税法第四百四十一条各号</p>
<p>同号ロ</p>	<p>同号ロ</p>
<p>第四百四十一条第一号ロ又は旧法人税法第四百四十一条各号</p>	<p>第四百四十一条第一号ロ又は旧法人税法第四百四十一条各号</p>

	第二項			第三項	
	同じ。))の同号に定める	還付所得事業年度の同号に定める	当該法人税の額	同号イ
法第百四十一条各号	同じ。)又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額)の第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる	還付所得事業年度の第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる	又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条又は旧法人税法第百四十五条第一項(申告、納付及び還付等)において準用する旧法人税法第八十条(欠損金の繰戻しによる還付)	第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
				第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号	

	同項 第一項
第四項 につきこの条	若しくは旧法人税法第四百一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条若しくは旧法人税法第四百五条第一項において準用する旧法人税法第八十条
ときは	とき又は第一項第二号に規定する欠損事業年度において第四百一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第四百一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき同項第一号の規定の適用を受けるときは
当該法人税の額	第四百一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第四百一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
同号ロ	第四百一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第四百一条各号
同項	第一項
第五項 につきこの条	又は旧法人税法第四百一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条又は旧

	法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第八十条
当該法人税の額	第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額
同号に定める	第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる
同項	第二項

(青色申告に関する経過措置)

第三十四条 新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十二条第二項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度が同項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度が旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十二条第二項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出については、なお従前の例による。

2 新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十三条の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度以後の各事業年度に係る帳簿書類につき同条第二号に該当する事実がある場合について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度以前の各事業年度に係る帳簿書類につき旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十三条第二号に該当する事実がある場合については、なお従前の例による。

3 新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十七条第一項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業

年度に係る同項に規定する承認の取消しについて適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度に係る旧法人税法第四百六条第一項において準用する旧法人税法第二百二十七条第一項に規定する承認の取消しについては、なお従前の例による。

〔外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認に関する経過措置〕

第三十五条 新法人税法第四百七条の二の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度と同条に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税に係る行為又は計算で同日以後に行うものについて適用する。

〔地方法人税法の一部改正に伴う経過措置〕

第三十六条 第四条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する新地方法人税法第七条に規定する課税事業年度の新地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下この条において「旧地方法人税法」という。）第七条に規定する課税事業年度の旧地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

〔相続税法の一部改正に伴う経過措置〕

第三十七条 第五条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第三十八条第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に提出される新相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された第五条の規定による改正前の相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

2 新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提供する同条第四項に規定する調書の同項に規定する記載事項について適用する。

〔登録免許税法の一部改正に伴う経過措置〕

第三十八条 第六条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 第七条の規定による改正後の国税通則法(以下この条において「新国税通則法」という。)第四十六条から第四十七条まで及び第四十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される新国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された第七条の規定による改正前の国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予については、なお従前の例による。

2 | 新国税通則法第七十四条の九の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 第八条の規定による改正後の国税徴収法(以下この条において「新国税徴収法」という。)第八十九条第三項及び第二百二十八条第二項の規定は、施行日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同法第九十九条第二項において準用する新国税徴収法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用する。

2 | 新国税徴収法第九十八条の規定は、施行日以後に同条第一項(国税徴収法第九十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う見積価額の決定について適用する。

3 | 新国税徴収法第五十一条並びに第二百五十二条第一項(新国税徴収法第三百五十一条第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日以後にされる新国税徴収法第三百五十一条第一項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた第八条の規定による改正前の国税徴収法第三百五十一条第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 | 新国税徴収法第三百五十一条の二並びに第三百五十二条第一項(新国税徴収法第三百五十一条の二第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に新国税徴収法第三百五十